

長崎鼻公園再生事業基本構想策定業務委託仕様書

1. 業務委託名

令和2年度長崎鼻公園再生事業基本構想策定業務委託

2. 事業の目的

長崎鼻公園は、県立吹上浜自然公園の一部であり、東シナ海に突き出た松の緑と海の青が美しい公園である。敷地面積は9.1haであり、全国でも珍しい海水プールや運動広場、遊具、展望施設などが整備されており、公園の一角には宿泊施設もあることから、市内外の利用者から親しまれている。

しかし、施設の老朽化等により、多くの市民が自然と触れ合う身近な憩いの場として、十分に機能が活かされているとは言い難い状況である。

令和2年度には、公園区域内一帯（区域外の隣接している串木野体育センター及び駐車場を含む）を「自然環境や既存施設の有効活用と再整備」「子育て世代から高齢者までが利用しやすいゾーニングによる整理」「新たな公園利用を促す仕掛けづくり」の視点で、再生事業を実施するための基本構想を策定するものである。

3. 履行期間

契約締結日から令和3年2月25日（木）まで

4. 業務内容

(1) 上位計画、類似事例の整理

本市の上位計画や本業務に資する類似事例を整理する。

上位計画は、「いちき串木野市公共施設等総合管理計画」「いちき串木野市第2次総合計画」とし、併せて「子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査結果報告書」を参考とすること。

(2) 現状の把握・評価及び課題の抽出

当該公園の現状を把握するため、以下の事項を整理する。

① 敷地分析・課題整理

(ア) 当該公園の維持管理に関するデータの把握

(イ) 既存施設の位置、種類、規模等及び劣化、耐震状況の把握

(ウ) 海浜児童センター及びソフトボール場、串木野体育センターの用途整理

(エ) 区域内の法的整理（保安林等）

② ニーズ調査

市民が求める機能、施設などの需要調査

（子育て世代や地域住民等からのヒアリング又はアンケート調査等）

(3) 計画内容の検討及び設定

- ① (1) 及び (2) を踏まえ、整備方針の設定及び利用者層を考慮したゾーニングを行う。
- ② 公園へのアクセス及び園内動線を安全に配慮し設定する。
- ③ (3) の①②に基づき、それぞれのゾーンに導入する機能を設定し、その規模検討及び配置計画を行う。
- ④ 区域内の既存樹林（保安林等）について、伐採・剪定を含めた整備方針を策定する。

(4) 基本構想の作成

(1) から (3) をとりまとめ、長崎鼻公園再生事業の基本構想を策定する。また、市民や関係機関等への説明用として視覚的に分かりやすい概要版を作成する。

(5) 全体平面図等の作成

(4) を踏まえた上で、基本構想図、全体のゾーニング図、パース図等を作成する。

(6) 参考事業費の調査及び整理

他県及び他市町村における同規模の整備を調査し、整理を行う。

(7) 打合せ協議

本業務の円滑かつ適正な業務遂行のため、打合わせを原則として次のとおり行い、その内容については、記録を作成すること。

当初：業務着手時

途中：1回以上（必要に応じて随時）

最終：成果品納入時

(8) その他

この他定めのない事項については、市と十分協議して決定すること。

6. 成果品等

(1) 基本構想に関する業務実績報告書

- 長崎鼻公園再生事業基本構想（A4版） 3部及び電子データ
- 長崎鼻公園再生事業基本構想概要版 //
- 基本構想図、全体ゾーニング図、パース図 //

(2) その他関係資料

7. 責任者及び主任担当者

- (1) 受託者は円滑な業務進捗を図るため、相当の経験を有する責任者及び主任担当者を配置すること。
- (2) 責任者は、業務の全般にわたり業務管理を行うこと。
- (3) 主任担当者は実施前及び実施中に市と十分協議を行うこと。

8. 資料の貸与

市は、本業務を実施する上で必要な資料を受託者に貸与するものとし、受託者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに業務完了後速やかに返却すること。

9. 秘密の保持

受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写または譲渡しないこと。ただし、市の了承を得た場合はこの限りではない。

10. 業務の再委託

受託者は本業務の全てまたは一部を第三者に委託又は請け負わせないこと。ただし、予め市の承認を得た場合は、業務の一部を委託できる。

11. 費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として受託者が負担すること。

12. その他事項

(1) 本仕様書に記載されていない事項で業務の実施上必要と認められる事項については、市と協議し実施すること。

(2) 業務遂行にあたり第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。

(3) 個人情報の保護及び情報セキュリティ対策

① 受託者は、受託業務を遂行するための個人情報及び情報資産の取扱いについては、「いちき串木野市個人情報保護条例」を遵守しなければならない。

② 受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、(3)の①を遵守させなければならない。

(4) 著作権の帰属

受託者が本業務により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、いちき串木野市に帰属するものとし、いちき串木野市はこれらの制作物を自由に二次利用できるものとするとともに、受託者はいちき串木野市に対して著作者人格権を行使しないものとするを原則とする。なお、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、いちき串木野市の承諾を受けなければならない。また、いちき串木野市と協議の上制作物の中にいちき串木野市・受託者以外の第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。